

五ヶ瀬ファンクラブ会則

(名称)

第1条 本会は、五ヶ瀬ファンクラブと称し、事務局は特定非営利活動法人ごかせ観光協会内に置く。

2 事務局に事務局長1名及び事務局員若干名を置く。

(目的)

第2条 本会は、宮崎県五ヶ瀬町に興味をもっている者で、広く本町の魅力を知ってもらうことを目的とする。

(会員)

第3条 本会の会員は、本町に訪れた者、又は本町に興味を持つ者で組織し、加入及び脱会については自由とする。

(会員の特典)

第4条 本会の会員は、次の特典を受けることができる。

- (1) 入会后、会員全員に会員証の発行
- (2) 五ヶ瀬ファンクラブ通信(不定期)の送付
- (3) イベントや特産品販売会等の案内
- (4) プレゼント付きアンケート(産業振興等モニター)への参加
- (5) ファンクラブの集いへの参加

(会費)

第5条 会費は無料とする。

(入会手続き)

第6条 入会する場合は、所定の申込用紙に必要事項を記入し、事務局まで送付(ファックス、郵送、又はメール)又は持参し、手続きを行う。

ただし、会員から預かった個人情報は事務局が管理し、ファンクラブ通信、イベント案内及び特産品情報以外は利用しない。

(届出の変更)

第7条 会員は、住所、氏名、電話番号その他入会申込書の記載内容に変更が生じた場合、又は脱会する場合は、速やかに届出なければならない。

(会員証)

第8条 申込者は、第6条の入会手続きにより、会員証が発行された時点で正式な会員として登録される。

2 会員証は、会員一人につき1枚を発行し、会員証に一人分の特典を提供する。

なお、会員証は譲渡はできないものとする。

3 紛失に伴う再発行は、再発行手数料(実費)を払うものとする。

(会則の改正)

第9条 会則を改正する場合は、あらかじめ会員に告知し、改正した会則の効力は全会員に及ぶものとする。

(補足)

第10条 この会則に定めるもののほか、ファンクラブの運営について必要な事項は、事務局等がその都度別に定める。

附則

この会則は、平成24年2月1日から施行する。